

# 個人情報取扱業務委託計画書

農林振興課

<b>1 委託業務名</b>	森林経営管理制度に基づくアンケート調査業務委託
<b>2 現状と課題及び目的</b>	<p>森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与える多面的な機能を持っているが、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等により、適切な森林管理が行われていない状況となっている。</p> <p>そのため、国では法律を制定し、森林を適切に管理していくことにし、本市においても、適切に森林を管理していくため、森林所有者に対し経営・管理・整備状況や今後の方針についてアンケート調査を実施して、意向を確認した上で「経営管理権集積計画」を作成することとしている。そこで、森林の経営・管理手法に高度な専門技術と十分な経験を有し、蓄積されたノウハウを併せ持つ「カルスト森林組合」にその業務を委託し業務を効率化するとともに、林業の振興を図る。</p>
<b>3 委託先と開始時期</b>	<p>(委託先) カルスト森林組合</p> <p>平成10年2月2日に3市4町（旧宇部市、旧小野田市、旧美祢市、旧楠町、旧山陽町、旧美東町、旧秋芳町）の旧7森林組合が合併し設立。</p> <p>※山口県には9森林組合が存在</p> <p>(開始時期) 令和2年9月中旬発注予定</p>
<b>4 委託業務の概要及び業務期間の予定</b>	<p>(1) 委託業務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アンケート対象者リスト作成及び発送業務</li><li>・アンケート対象者への説明会、個別訪問</li><li>・アンケート集計</li><li>・市への委託を望むエリア図の作成</li><li>・経営管理権集積計画を策定するエリアの検討</li></ul> <p>(2) 業務期間の予定</p> <p>年間1,500筆程度を対象として約10年間（地籍調査進捗による対象増加を含む）</p>
<b>5-1 提供する個人情報と個人情報保護措置の概要</b>	<p>(1) 提供する個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・林地台帳にある地番の森林所有者情報（氏名、住所）約15,000筆</li></ul> <p>(2) 個人情報保護措置の概要</p> <p>業務仕様書にて下記の個人情報保護措置を明記する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人データを取り扱うパソコンと、それを使える従業員を決めておき、責任者を決める。</li><li>・インターネットへの接続ができないパソコンを使用し、ID・パスワードの認証を設定しておく（ID・パスワードの共有はしない）</li></ul> <p>※カルスト森林組合では、個人番号管理用のネット接続ができないパソコンを所有</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報漏えい等事故発生時の発注者への連絡体制をあらかじめ決める。</li><li>・個人情報データを取り扱うパソコン等の管理手法を決める。</li></ul> <p>※パソコンやUSBメモリ、個人データが記載された書類などは、施錠できるところに保管して、盗難防止に努める</p>

## 5-2 その他個人情報保護措置等

### (1) カルスト森林組合の個人情報に関する規約等

個人情報保護方針、カルスト森林組合個人情報保護規程を制定済

### (2) 個人情報の提供方法

最初の一覧データについては、暗号化したファイルをCD-ROMでカルスト森林組合へ手渡しにより提供。

### (3) カルスト森林組合が作成した資料の処分について

業務完了後に個人情報を用いたデータ、紙資料の返還、又は廃棄を行う。

※廃棄を必要とするデータは、原則作成しないこと。また、廃棄については、個人情報管理責任者が発注者との立会の元、廃棄をすること

### (4) 委託契約書に次の項目を明記し、遵守させる

- 一 秘密保持の義務に関する事。
- 二 目的外使用の禁止に関する事。
- 三 第三者への提供の禁止に関する事。
- 四 再委託の禁止又は制限に関する事。
- 五 複写又は複製の禁止に関する事。
- 六 立入検査に応じる義務に関する事。
- 七 事故対策及び事故発生時の報告義務に関する事。
- 八 個人情報の返還及び所有権に関する事。
- 九 前各号に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事。
- 十 前各号に違反した場合の契約の解除等の措置及び損害賠償に関する事。

## 6 管理責任者

北部・農林振興部 農林振興課長 杉山 孝博